

○甲南町かえで会館設置に関する条例

(昭和49年3月15日)
〔条例 第2号〕改正 昭和53年3月6日条例第8号
昭和55年7月1日条例第14号
平成12年2月23日条例第13号

(設置)

第1条 地域住民の生活向上及び社会福祉の増進を図り、健全な町民生活の育成を期すため、次の施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 甲南町かえで会館
- (2) 位置 甲南町大字森尻670番地

(事業)

第3条 かえで会館（以下「会館」という。）は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 生活相談及び生活改善に関する事。
- (2) 社会福祉及び保健衛生に関する事。
- (3) 図書閲覧及び教養文化に関する事。
- (4) 青少年、婦人団体等の指導育成に関する事。
- (5) 施設の公共的利用に関する事。

- D (6) レクリエーション及び教育文化に関する事。
〔甲南町②〕
(7) 調査、その他必要と認める事項

第4条 削除

(運営審議会)

第5条 会館の運営を円滑にするため、甲南町かえで会館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(使用の許可)

第6条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならぬ。

〔甲南町②〕
一
二
四
六
〇
三

(使用の制限等)

第7条 町長は、会館の施設の使用について許可を受けようとする者が次の各号いずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を破損するおそれがあるとき。
- (3) その他、会館の管理運営に支障をきたすおそれがあるとき。

2 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を中止させ、又は許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、町長は、一切の責任を負わない。

- (1) 許可の条件に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 公務上その他かえで会館の都合により、使用させることができなくなったとき。

(使用料)

第8条 会館の使用については、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料の額は、別表のとおりとする。

3 使用料は、許可のあったとき納入しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、特別の理由があると認める者に対して、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 町長は、既に納入した使用料は還付しない。ただし、次の場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責任によらない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 使用の前日までに使用の取り消し又は変更を申し出て、町長が認めるとき。

(損害賠償責任)

第11条 使用者は、会館の施設及び設備等を破損し、又は滅失したときは、町長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののはか、必要な事項については、町長が規則で定める。

付 則

〔甲南町②〕
一
二
四
六
〇
四

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和53年条例第8号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和55年条例第14号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の改正後の規定による使用料金については、平成12年4月1日以降の使用に関して許可を受けたものから適用し、平成12年3月31までの使用における使用料金については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

甲南町かえで会館使用料

使用区分	使用時間		
	9:00~12:00	13:00~17:00	17:00~22:00
集会室	1,200円	1,600円	2,000円
その他の室	各1室につき 900円	各1室につき 1,200円	各1室につき 1,500円

備考

- 1 1時間当たりの使用料金は、集会室は300円、その他の室は1室当たり200円とする。
- 2 町外の者が使用する場合における使用料金は、規定の額の1.5倍とする。
- 3 その他この施設の使用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において使用者に負担させることができる。